

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

紫波建設株式会社  
岩手県紫波郡紫波町高水寺字土手 2 3 9

2. 指名停止措置期間

平成 27 年 1 月 6 日から平成 27 年 1 月 19 日まで（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

紫波建設(株)は、岩手県紫波町発注の工事において、作業員 1 名が死亡する事故を起こした。この事故について、車両系建設機械の接触による危険を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成 26 年 10 月 25 日、同社及び同社の現場代理人が労働安全衛生法違反により、盛岡簡易裁判所からそれぞれ 30 万円の罰金刑を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第 1 第 8 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については 2 週間の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第 1 当該部局の管轄区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)

- 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通 5 - 9 - 1 6  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話 018-836-2070